

公安部



- n 名称：国際知的財産保護フォーラム
International Intellectual Property Protection Forum “IIPPF”
- n 設立：2002年4月16日
- n 目的：IIPPFは、模倣品・海賊版等の海外における知的財産侵害問題の解決に意欲を有する日本の企業・団体が業種横断的に集まり、産業界の意見を集約するとともに、日本国政府との連携を強化しつつ、国内外の政府機関等に対し、一致協力して行動し知的財産保護の促進に資することを目的として、発足した団体です。
これまで、貴国に対しては、知的財産保護強化のための協力事業を推進すると共に、貴国の知的財産保護強化のための制度・運用の改善に関する建設的な意見交換を2002年から実施しています。
- n ホームページ：www.iipff.jp
- n 事務局：日本貿易振興機構（JETRO）
知的財産保護官民合同訪中代表団に関する連絡先：JETRO 北京センター知的財産権部
TEL：6528-2781
FAX：6528-2782

2007年9月

公安部 御中

国際知的財産保護フォーラム
座長 宗国 旨英

知的財産侵害品対策に関する建議書

拝啓 新春の候、時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

私ども国際知的財産保護フォーラム(以下、IIPPF)は過去の四回(2002年12月、2004年5月、2005年4月及び6月、2006年4月及び6月)に続き、今回も貴部を訪問し知的財産侵害品対策に関する対話の機会が得られましたことに深く感謝致します。

貴国におかれては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」及び、「知的財産権保護行動要綱(2006-2007年)」を策定され、また「知的財産権の裁判業務を全面的に強化し、革新型国家の建設に司法的保障を提供することに関する意見」を表明されるなど、知的財産を重視した姿勢を歓迎致します。

IIPPFでは、2005年から、「協調と支援」という方針を明確に打ち出し、日中両国が相互に協力して双方懸案の問題を改善して行くという方向で歩んで参りました。実際に、両国の関係部局間で、いくつかの協力事業がより発展的に進められております。

また、IIPPFは、貴部に対し、今までにいくつかの建議事項を提案してきましたが、2004年12月に最高人民法院最高人民検察院による「知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」が施行され、その成果として、刑事事件としての「山鷹」行動による取締りが増加したと伺っており、大変感謝申し上げます。

さて、今回ご検討頂きたい建議事項は、昨年11月にIIPPF会員企業及び団体(全190メンバー)に対して実施致しましたアンケート等に基づいたものとなっております。

今回は、7つの建議事項をご提案いたしますが、いずれも現在の貴部の前向きで強力な取組みに感謝し、更なる法執行の強化の期待を込めた事項であるといえます。

貴部が今回のIIPPFの訪問を受け入れて頂いた事に御礼を申し上げますと共に、本建議が貴国の知的財産保護問題の改善に寄与できることを切に願っております。

敬具

目次
建議事項

今回は、日本企業にとって、現段階で特に喫緊の課題である、法執行を中心とした以下7点の建議事項をご提案いたします。

これらの建議事項は、正当に事業を行い、重要な知的財産権を保有している中国企業にとっても有効であり、貴国の産業界の保護・発展に資するものであると考えております。

1. 「山鷹」行動の強化による取締りの拡大及び更なる情報開示
2. 再度の模倣品・海賊版の製造・販売行為に対する対策の強化
3. 巧妙化する犯罪対策の強化
4. 刑事罰の適用となる対象の拡大
5. サイバー犯罪対策の強化と諸外国の警察機構との連携推進
6. 捜査・送検手続きに関する事項
7. 知的財産権関連犯罪の立件・捜査の強化
8. 刑事移送の適正化に対する監督強化

建議事項 1.

「山鷹」行動の強化による取締りの拡大及び更なる情報開示

2004年12月に最高人民法院最高人民検察院による「知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」が施行され、その成果として、公安部における取締りが増加したと伺っております。

実際、経済産業省が実施した調査によれば、我が国企業の知的財産が侵害され、侵害者が公安により立件された件数は、当該司法解釈が改正される以前の2004年から、2005年は大幅に増加しており、この傾向は2006年においても同様と考えます。

また、2004年11月より開始された「山鷹」行動によって、多数の知的財産侵害事件の立件という成果を挙げ、重点取締りとして130件（外国ブランドに関するものが55件）という報告がありました。2006年には「山鷹」第2弾を実施し、あらゆる知的財産侵害罪をターゲットとするのお話であり、具体的には、福建省の5つの地域で行われた「山鷹」行動でも、11月末日時点の段階で117件に着手し、269人の被疑者を逮捕されたとの成果の報告もなされております。これらの「山鷹」行動等を通じた、公安部の模倣品取締りに対する強い姿勢については、日本の産業界としても、感謝しており、これを高く評価しておりますので、引き続き、「山鷹」行動等を通じた取締りのほど、よろしく願い致します。

なお、「山鷹」行動のような、貴部の前向きかつ力強い取組につきましては、国内外に対して広く情報公開していくことにより、模倣品の製造販売を抑止することにつながっていくと考えております。また、権利者としても、かかる取り組みの存在を把握することを通じて、貴部に対して、効果的な情報提供を行うこと等の協力が可能となり、「山鷹」行動の更なる発展に資することができると考えております。

以上の理由から、「山鷹」行動による成果等の情報を、より一層、広く開示していただくよう、御願い致します。特に、公安部のウェブサイトは中国語を基本としておりますが、知的財産侵害事例に関しては英訳版での開示をご検討いただきたくお願い申し上げます。

建議事項 2. 再度の模倣品・海賊版の製造・販売行為に対する対策の強化

- (1) 過去に模倣品・海賊版の製造・販売行為に及び行政罰を受けたにも拘わらず、繰り返し同様の行為を行う者に対する取締りを強化していただきたい（「再犯者に対する取締り強化」）。
- (2) 繰り返し模倣品・海賊版の製造・販売行為を行う者に関する情報を摘発行政機関と共有する等、摘発行政機関との連携を更に強化していただきたい（「摘発行政機関との連携強化」）。

※「再犯」という用語は、厳密には、刑法に違反する行為を犯して、刑事罰を受けた者が、複数回、刑法に違反する行為を繰り返すことを指し、行政罰を受けた者が、複数回、同様の違法行為を犯す場合には使用されないと思われませんが、本建議書では、便宜上、かかる場合についても、「再犯」と表記致します。

一. (1) 再度の模倣品・海賊版の製造・販売行為に対する取締りの強化について

1. 再犯対策の強化の必要性について

貴国においては、模倣品・海賊版・偽劣製品の製造・販売行為（本項目において、「模倣行為」と言います。）に対しては、司法ルートのみならず、行政ルートでの救済が規定されております。各摘発担当行政機関による迅速な対応については、多くの日本企業も感謝している次第です。

しかし、かかる行政機関の取り組みにも拘わらず、残念ながら模倣行為は横行しており、特に、一度、模倣行為を行って行政罰を受けたにも拘わらず、再び、同様の模倣行為に及ぶという再犯の被害が多発しております。

具体的な被害状況と致しましては、IIPPF が 2005 年 11 月に実施したアンケート調査結果によれば、模倣行為によって被害を受けた企業のうち、75%強が、過去に、模倣行為を行って行政罰を受けたにも拘わらず、同じ事業者による再犯被害を受けた事例の報告もございます。その中には 3 回、4 回と模倣行為を繰り返す悪質な事例も存在しております。最近の事例と致しましても、添付別紙の通り、以下のような再犯被害事例が報告されております。

かかる再犯者に対する取締りを強化していただくべく、以下の事項を建議致します。

2. 建議

(1) 捜査の強化

再犯者は、一度、模倣行為を行って行政罰を受けたにも拘わらず、再度の模倣行為に及んでいるものであって、これは過去に科された行政罰の抑止力が十分でない可能性があると思われ、特に、刑事罰による抑止が期待されるところです。また、繰り返し違法行為に及ぶ業者は、組織的、大規模な事業者であることも多く、各行政機関の摘発能力では十分に対応できないおそれも懸念されます。

したがって、再犯行為を効果的に阻止するためには、行政機関による行政罰の適用だけに委ねるのではなく、まさに、強大な捜査権限を持つ貴部が、積極的に捜査を行っていた上、刑事罰を適用していただくことが重要であろうと考えます。

上記の理由より、**再犯者に対する捜査を強化していただきますようお願い申し上げます。**

(2) 刑事移送の強化について

貴国における知的財産権侵害行為に対する刑事罰につきましては、刑法第 213 条から第 218 条で規定されており、これに関して、「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」（以下、本項目において、「司法解釈」と言います。）が發布されております。司法解釈によると、基本的には、一定の金額や数量を超過する知的財産権侵害行為について刑事罰の対象とされておりますが、刑法第 213 条、第 215 条、第 216 条、第 217 条に違反する知的財産権侵害行為については、金額や数量に拘わらず、「その他の情状がひどい場合」についても刑事罰の対象となると規定されております（司法解釈第 1 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 3 号、第 3 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 3 号、第 4 条第 4 項、第 5 条第 1 項第 3 号、同条第 2 項第 3 号）。

この点、再犯事案は、一度、処罰を受けたにも拘わらず、再度、同様の模倣行為を行ったという点で、典型的に情状がひどいと言える場合が多いと言えます。ところが、実務上、少なくとも、IIPPF 企業の中からは、再犯ということを重視して、司法解釈の各条項の「その他の情状がひどい場合」と認定され、刑事移送された事例が報告されたことはございません。よって、貴部におかれましては、**再犯者に対しては、当該再犯行為自体が司法解釈に規定されている金額・数量を充足しない場合であったとしても、積極的に「その他の情状がひどい場合」に認定していただき、捜査を実施していただくよう、全国の公安に対して周知徹底いただき、また、このような場合に刑事移送することを容易にするよう司法解釈を改正することにつきましてお力添えいただきたく建議致します。**

二. (2) 「摘発行政機関との連携強化」について

上述の通り、再犯者に対して捜査を強化していただくためには、模倣品業者が、過去にいかなる模倣行為を犯したのかという情報を正確に把握する必要があります。特に、近時は、手口も巧妙化しており、特定の個人が社名を変えて侵害行為を繰り返す被害も横行し

ていることから、情報を正確に把握する必要性は増大していると言えます。

この点、近時の模倣品業者は、地域をまたがって模倣行為に及んでいるケースも存在したり、また、貴国の場合には、模倣行為を摘発していただける機関が、貴部だけでなく、工商局、質量技術監督局、海関等、多岐に渡ることも考慮していただきつつ、**貴部と担当行政機関との間で模倣行為者の処罰履歴等に関する情報を共有いただき、悪質な模倣業者への取締りを更に強化していただきますようお願い申し上げます。**

なお、この点につきましては、「2006年における中国の知的財産保護に関する行動計画」において、『「行政法執行と刑事司法の情報共有プラットフォーム」の手法を積極的に広めることで、行政法執行と刑事司法の連携作業システムに近代的手段と長期的に有効な作業プラットフォームを提供し、行政法執行と刑事司法の連携作業をまさに案件の審理中に反映することを促す。』と記載されており、貴国も行政機関同士の連携強化を図ろうとしていただいていることは十分に認識しております。つきましては、**この連携強化の状況について具体的にご教示願えれば幸いです。**

建議事項 3. 巧妙化する犯罪対策の強化

巧妙化する模倣品業者の手口に対する捜査の強化

一. 模倣品製造・販売の巧妙化の現状・摘発の必要性

近時、模倣品業者の手口が、年々、巧妙化してきており、摘発を巧妙に免れていると思われる。具体的な手口の巧妙化の傾向と致しまして、模倣品製造・販売行為の、①偽装行為、②分業化、③小口・分散化というものが挙げられると思われる。

上述した巧妙化事案については、摘発行政機関の摘発能力には限界があるので、まさに、強大な捜査権限を有する、貴部のお力が非常に重要となると思います。以下、それぞれ手口の内容を説明致しますので、ご検討のほど、何卒、よろしくお願い申し上げます。

二. ①違法物品製造・販売行為の偽装行為について

商標権侵害品、反不正競争法違反等の製品が製造された後、違法な標章、表示が記載されたラベル等（以下、「違法表示部分」と言います。）にテープ等を貼って、違法ではないかのように装ったまま、これが摘発されないまま、販売されてしまうという、模倣品製造・販売の「偽装行為」の事例が添付別紙の通り、報告されております（以下、違法表示部分が、テープ等で隠された物品を「偽装物品」と言います。）。

かかる偽装行為については、偽装物品が製造現場で没収された場合で、近くに違法表示部分を刻印する設備が現認されたような場合や、偽装物品に貼られているテープ等を剥がせば、容易に違法表示部分が判明することが明らかである場合にまで、摘発行政機関が調査を行わなかったという事例もございます。

このような偽装行為は、明らかに知的財産権取締法制度の潜脱行為であります。限定された行政機関の権限では、十分な調査が行えず、これに対応できないこともございます。このような事情に鑑み、**この種の巧妙化事案については、まさに、貴部が積極的に捜査権限を行使いただき、**

偽装を暴いていただきたいと考えております。

三. ②違法物品製造行為の分業化について

違法表示部分と、それ以外の商品部分（以下、「商品本体部分」と言います。）を別の工場で製造した上、さらに別の工場等で組み立てて、違法物品を製造するという、模倣品製造の「分業化」の事例が添付別紙の通り、報告されております。

かかる分業化事例の中でも特に悪質な事例と致しましては、添付別紙の通り、販売現場でラベル等を貼付して、まさに販売直前で違法状態を作出して販売されるような場合です。

かかる分業化事案に対して、担当行政機関が摘発をしていただいた場合であっても、違法表示部分が没収されたり、その製造工場の製造設備が廃棄されるだけに止まり、商品本体部分・その製造工場については、何らの処分もされない事例が報告されております。

そもそも、このような「製造行為の分業化」は、模倣品製造業者が貴国の知的財産権取締法規を意図的に潜脱するために行われているものであり、その意味で貴国の知的財産権法制度に対する重大な挑戦と言えます。かかる潜脱行為を許容してしまうと、貴国の摘発行為の成果を無に帰してしまい、ひいては、貴国の知的財産権取締制度の根幹を揺るがすことになってしまいますので、かかる行為こそ、厳重に取り締まる必要があると考えます。

上記の観点より、**違法表示部分を製造する者と密接に連携しながら、商品本体部分を製造する者についても、積極的に、捜査の対象としていただくよう、全国の公安に対して周知徹底いただき、また、このような場合に捜査対象とすることを容易にするよう司法解釈を改正することにつきましてお力添えいただきますよう御願ひ申し上げます。**

四. ③違法物品製造行為の小口・分散化及びこれに対する対策について

(1) 小口・分散化の実態

上記致しました製造行為の分業化の他に、明らかな違法物品製造・販売行為についても該当することではありますが、違法物品の製造・販売ロット数を小口・分散化させる事例が添付別紙の通り、報告されているところであります。

これらの小口・分散化は、摘発を逃れるために行われていると考えられます。すなわち、個々のロット数が少量であると、在庫として抱えておく時間が短縮でき、結果的に摘発機関に発見されるリスクが減少することになります。また、刑事罰との関係については、一回の違法行為によって、刑法、「偽造悪質商品刑事事件処理に係る関連法律の具体的適用に関する若干問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈（以下、「本司法解釈1」と言います。）」及び「知的財産権侵害刑事事件を取り扱う際の具体的法律適用に係る若干の問題に関する最高人民法院、最高人民検察院の解釈（以下、「本司法解釈2」と言い、本司法解釈1と総称して、「本司法解釈」と言います。）」で規定されている定罪・量刑基準の基準金額を超過することを避けやすくなり、結果的に、刑事罰対象から逃れやすくなることとなります。

以上のような模倣品業者の行為につきましても、貴国の知的財産権法制度に対する悪質な挑戦行為であり、厳格に取り締まれるべきものでございます。**貴局におかれましては、かかる悪質な手口の存在を十分に認識いただいた上、厳格に取り締りいただくようお願い**

するとともに、併せて、本司法解釈に関して、以下の事項を建議致します。

(2) 司法解釈に関する建議

この点、刑事罰との関係については、本司法解釈1の第2条及び本司法解釈2の第12条第2項によると、何らの処罰も受けていない過去の違法行為については、これを累積して計算するとされておりますので、本来であれば、同一人物が、ロット数を小口・分散化していても、これらを合計して、基準金額を超過した場合には送検しなければならないこととなります。ところが、残念ながら、このような事例について送検された事例は、我々が知る限り、ほとんどないようですので、**本司法解釈の各条項について、全国の公安に周知徹底いただいた上、これを確実に執行するよう、御指導いただく**ことを建議致します。

また、上記建議に拘わらず、「捜査の専門機関」でございます貴部に対して申し上げるまでもないことではございますが、上記条項の執行については、前提として、過去の個々の違法行為を把握する必要がありますが、この点に関する証拠収集及び立証は、非常に困難であります。逆に言いますと、この点に関して、適切な手当をしていただかない限り、このような事案に対して、適切な刑事移送は実現できないおそれがあり、究極的には、本司法解釈1の第2条及び本司法解釈2の第12条第2項自体が死文化してしまうことになってしまいます。

本司法解釈の見直しは最高人民法院最高人民検察院の問題であり、直接的には貴部のご担当でないことは承知しておりますが、上記事情に鑑みて、捜査実務に精通された貴部のお立場から、**何らの処罰も受けていない過去の違法行為の金額算出につきまして、これを容易に算出できるような規定を創設いただくことにつきましてお力添えいただく**よう、御願ひ致します。

建議事項4. 刑事罰の強化

刑事罰の適用となる対象の拡大

知的財産権侵害行為を抑制する上で、以下の2つの行為類型の刑事罰化についてお力添えいただくことを、建議させていただきます。

1. **類似商標権侵害行為の刑事罰化**

刑法第213条において、登録商標冒用罪の要件として「同一種類の商品にその登録商標と同一の商標を使用し」とされており、登録商標専用権の侵害行為に該当する類似商標を使用する行為が登録商標冒用罪の対象となっております。

確かに、「最高人民法院最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」の第8条において、同一商標には被詐称登録商標と視覚上、根本的に区別がなく、公衆に商標の誤認を生じさせるのに十分である商標も含まれる旨が規定され、若干ながら同一商標の定義が広げられているということが出来ます。

しかし、現実には同一商標とはいえないような様々な類似商標が付された商標権侵害品が

製造、販売されています。

知的財産侵害品製造・販売業者が類似商標であれば刑事罰を課せられないとの認識のもとに商標権侵害品を製造・販売し続ける恐れも有り、刑事罰による抑止効果を期待します。

上述の 2005 年 11 月に実施したアンケート調査の結果でも、類似商標による商標権侵害行為も刑事罰の対象に含めて欲しい旨の要望が出ており、また、同アンケートによれば、商標権侵害による被害を受けた企業のうち、78%が、類似商標の商標権侵害品の被害を受けており、その中の 47%の企業が類似商標の商標権侵害品が増加傾向にあるとの回答をしています。

こういった同一でない類似商標による商品であっても、消費者の混同を引き起こし、消費者に被害を与え中国の市場経済秩序を破壊しております。

また、日本を始め、例えば、韓国、ドイツ等の多くの国で既に類似商標が刑事罰の対象となっております。

したがって、類似商標の不正使用に対しても刑事罰の対象となるよう法改正いただくことについて、お力添えいただくよう、お願いします。

2. 刑事罰の対象となる不正競争行為の種類の拡大

中国では不正競争行為に対する刑事罰の対象は、営業秘密侵害に限られており、反不正競争法第 5 条で規制している、他人の周知商品との混同惹起行為などは、刑事罰の対象となっております。このような不正競争行為は、消費者の混同を引き起こすものであり、中国の市場経済秩序を破壊するものです。横行する知的財産権侵害行為に対して、反不正競争法が非常に実効的に機能している現状に鑑み、同法のエンフォースメントを強化することは、貴国における健全な知的財産権保護秩序の形成につながります。かかる反不正競争法が現在果たしている機能の重要性に鑑み、反不正競争法第 5 条違反の行為も刑事罰の対象に追加していただくよう、お願い致します。

この点、他人の周知商品との混同惹起行為などの現行の反不正競争法第 5 条に限らず、今回の反不正競争法の改正において、上述の他人の商品形態を冒用する行為や、他人の著名な商標や字号を企業名称に使用する行為等が不正競争行為の類型に加えられた場合には、これらの行為についても、刑事罰の対象となるようにお力添えをお願いします。

なお、日本においても、貴国の反不正競争法第 5 条に規定されているような行為や形態模倣行為についてはそれが不正な目的を持ってなされた場合には、刑事罰が適用されるようになっております。

建議事項 5. サイバー犯罪対策の強化と諸外国の警察機構との連携推進

インターネット（特にインターネットオークション）を介した模倣品の流通が増加している。公安部においてインターネット上での知的財産侵害行為に対する捜査を強化すると共に、諸外国の警察機構とも連携を推進していただきたい。

インターネット（特にインターネットオークション）を介した、中国からの模倣品の日本への流入による被害事例が増加しております。これらの事案については、実際に商品を購入後、販売者を調査しても実態がつかめない等の問題も生じております。また、少量の

貨物としての販売が中心のため税関等でも発見することは困難であります。インターネットを介した知財犯罪に対しては、日本のみならず全世界の権利者が被害者となりうるため、**公安部において知的財産権侵害に関するサイバー犯罪として捜査活動を強化していただくと同時に、併せて、諸外国の警察機構とも連携を強化いただき、実効性ある連携の推進をお願い致します。**

建議事項 6. 捜査・送検手続きに関する事項

- (1) 告訴人に対する処分結果の通知を、迅速かつ確実に行っていただきたい。
- (2) 公安からの人民検察院への送検を速やかに実施いただきたい。

知的財産権侵害罪において、権利者は模倣業者の処分結果について重大な関心を持っており、被疑者の処分結果を踏まえて、それぞれ模倣品対策を策定しているのが実情です。ところが、処分結果通知が遅かったり、または、最悪なされなかったりすることがございます。日本企業の具体的な事例でも、事件が公安から検察に送検された事実を知ることなく、検察院より起訴決定がなされ、告訴人が知らない間に人民法院の判決を受けたとの事例報告もございます。

以上より、**告訴人に対して、迅速かつ確実に処分結果の通知を行っていただくよう、よろしくお願い致します。**

また、公安から人民検察院への送検に際して、公安の捜査が完了したと思われる事案が、1年程度、送検されずに公安で留められた事例についての報告もあります。

困難な事件について時間を要するのは当然のことですが、捜査が明らかに容易であると思われるような事案や、既に、捜査が完了した事案といったものについては、**速やかに、捜査を行い、人民検察院への送検手続きを迅速化いただくよう、ご協力をお願い申し上げます。**

建議事項 7.

知的財産権関連犯罪の立件・捜査の強化

刑法第7節「知的財産権侵害罪」として、刑法213条から219条に7種の犯罪類型が規定され、多くの模倣品業者は本節の規定により立件されております。

この点、模倣品業者の行為は、上記の犯罪に加えて、「虚偽粗悪商品生産販売罪（刑法140条）」、「虚偽事実捏造流布罪（刑法221条）」、「虚偽宣伝罪（刑法222条）」等の罰条についても同時に適用されることもあろうかとも思われます。

したがって、**模倣品業者に対する取締り強化の観点より、上記のその他知的財産権関連犯罪に関する立件・捜査を強化いただくよう御願い致します。**

建議事項 8.

刑事移送の適正化に対する監督強化

一．総論

地方保護主義は、発現形態が多種多様であり、その性質上、その弊害を受けたと感じる側が、実体の全容把握や因果関係等を究明し立証することが難しい問題ではございます。しかし、複数の日本企業から知的財産侵害行為の取締りにあたって、地方保護主義に因ると疑われる弊害についての報告がなされています。かかる地方保護主義の存在により、せっかく中央政府が努力していただき、素晴らしい知的財産法制度を構築していただいたとしても、まさに「絵に描いた餅」になってしまい、中央政府の必死な努力を無にするものであると憂慮いたします。その意味で、これは貴国における知的財産権問題の根本的な問題であり、確実な解決を望んでおります。

二．建議

地方保護主義の典型的な現れと致しまして、本来は、刑法及び「最高人民法院、最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（2004年12月22日施行）（以下、「本司法解釈」）」に基づき、刑事移送されるべき案件が、工商局、質量局等の行政機関が貴部に不当に移送しない、地方の公安が刑事移送すべき事案であると認識したにも拘わらず、不当に捜査を行わない、送検しないという事例が、あるようです。

敢えて我々が申し上げるまでもない事項かと思料いたしますが、本来刑事移送されるべき重大な事案が、適切に移送されない事態が生じることは、貴国が、違法性の相対的に低い行為については行政処罰を科し、違法性の相対的に高い行為については刑事処罰を科すという、貴国独自の処罰制度を有名無実化し、その制度の根幹を大きく揺るがしてしまうとも考えます。

貴国におかれましても、既に、本問題については十分にご認識いただき、移送の適正化を確保するご努力をいただいていると思っておりますが、改めて、本建議において**刑事移送の適正化に対する監督を強化していただきますようお願い申し上げます。**

以上